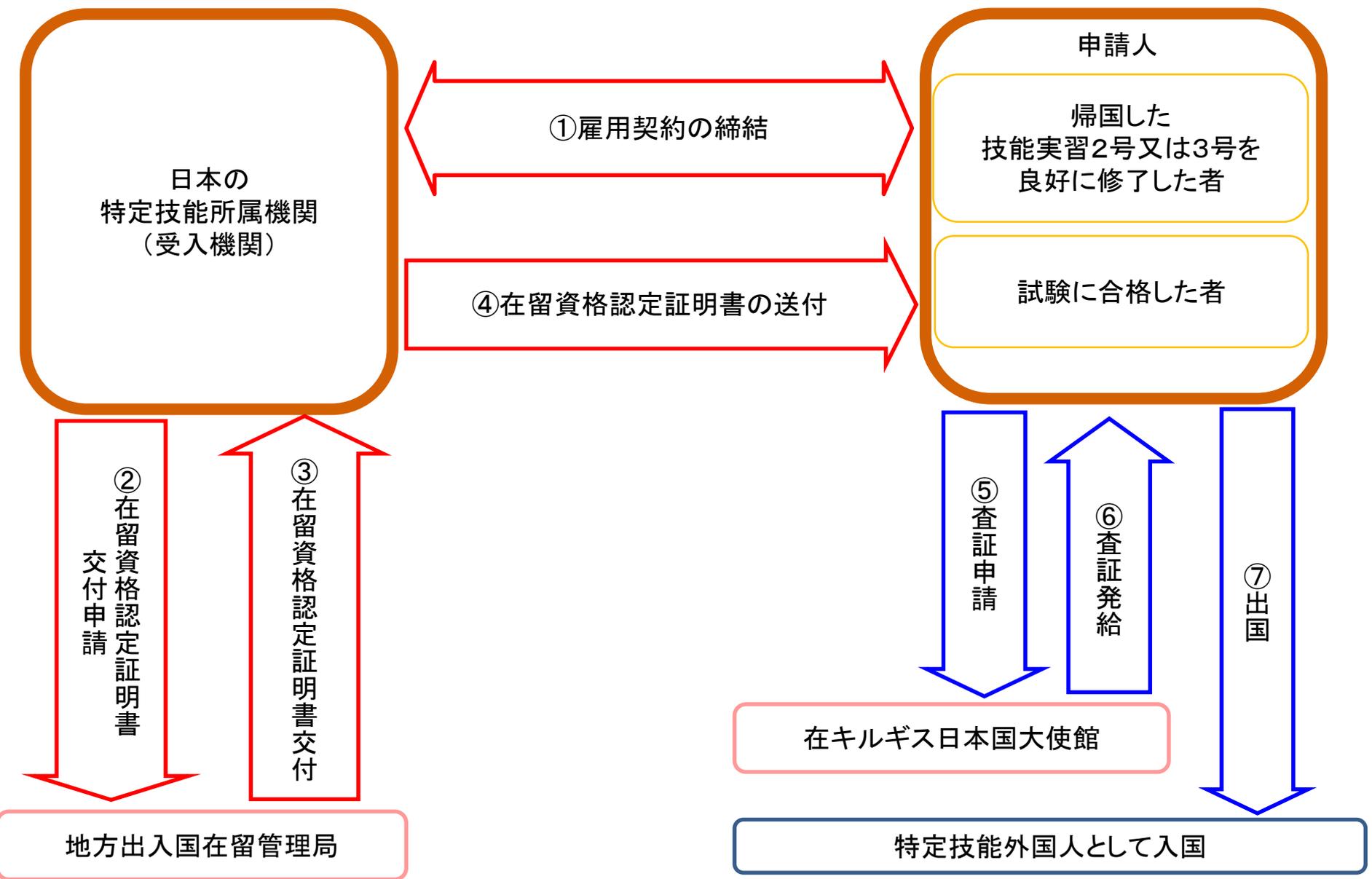


キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合 (直接採用する場合)

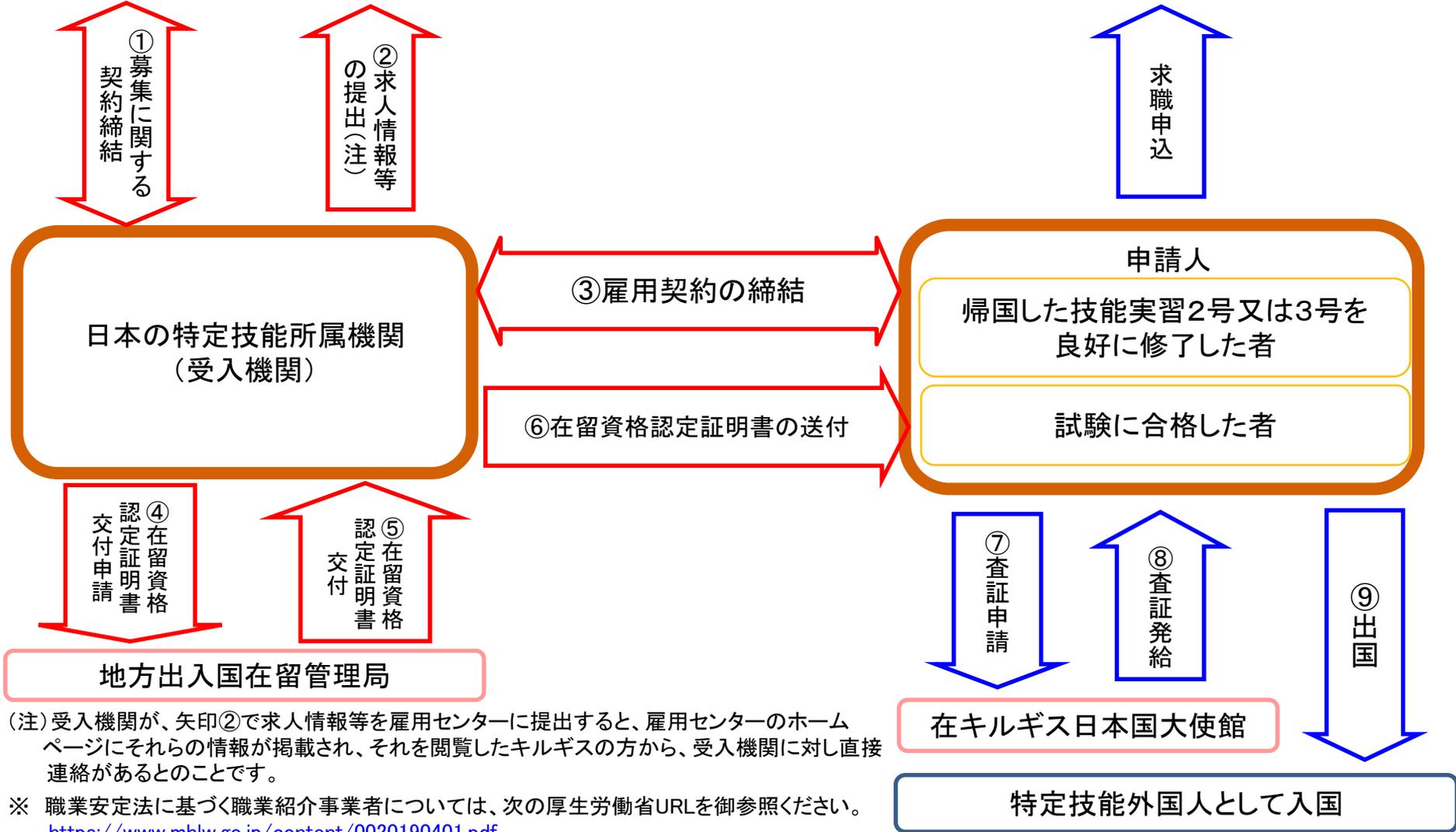


キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合

(キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターを通じて雇用する場合)

キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センター

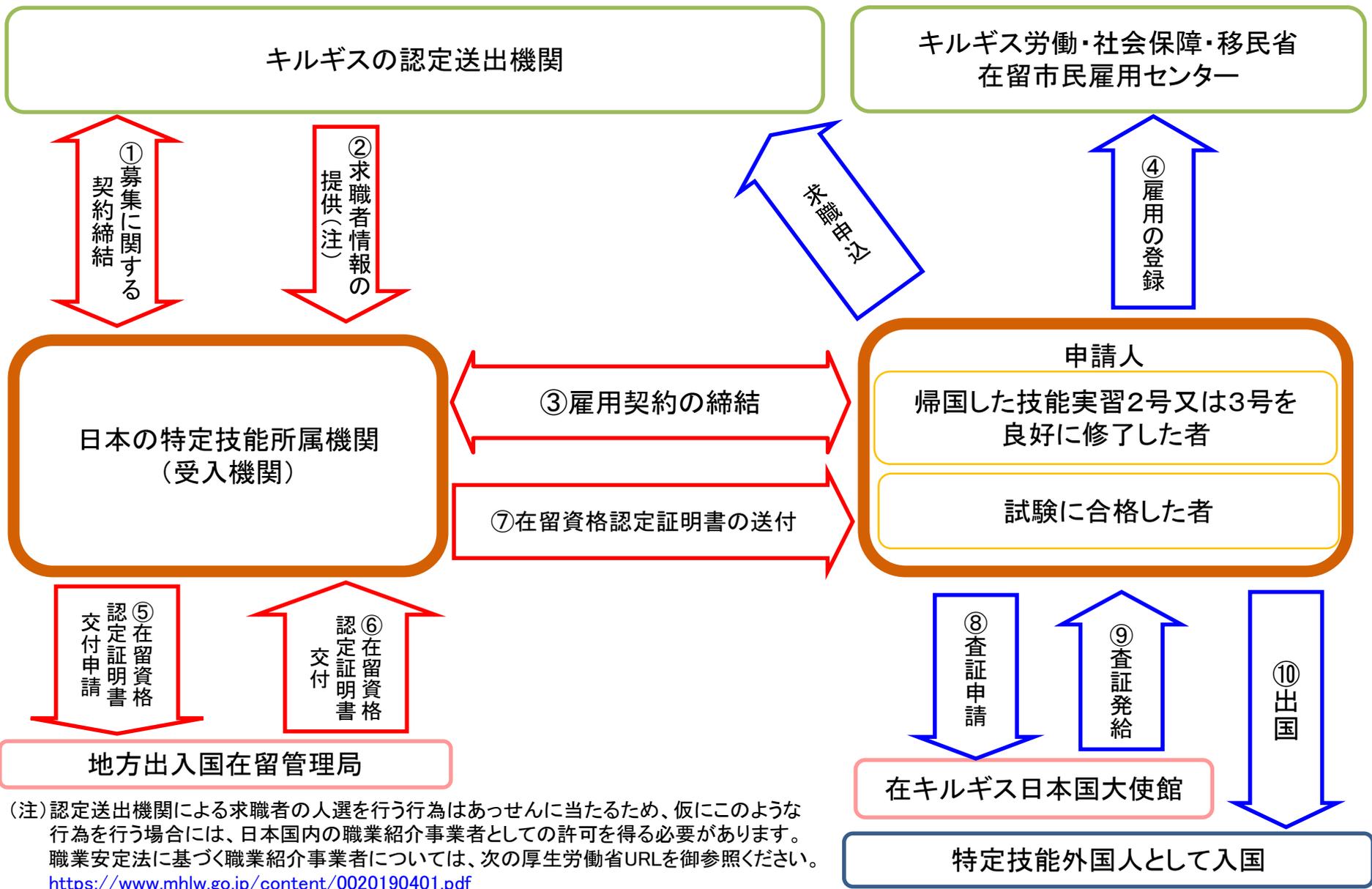


(注) 受入機関が、矢印②で求人情報等を雇用センターに提出すると、雇用センターのホームページにそれらの情報が掲載され、それを閲覧したキルギスの方から、受入機関に対し直接連絡があるとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○キルギスから新たに受け入れる場合 (認定送出機関を通じて雇用する場合)



(注) 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあっせんにあたるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

キルギス特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

